

第4章 施策の展開

1. 基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進【小平市地域エネルギービジョン】

1-1. これまでの取組と課題

■これまでの取組

温室効果ガスの排出削減のため、市ではこれまで、市民版環境配慮指針の普及啓発や環境家計簿アプリの利用の推進、公共施設への太陽光発電システムの導入、新エネルギー機器設置費用の助成、市民共同発電所との連携などにより、省エネルギー・創エネルギーの推進に取り組んできました。

また、「小平市地域エネルギービジョン」では市全体のエネルギー消費量の削減に取り組んできたほか、「第二次エコダイラ・オフィス計画」では、市の所管する事務・事業での環境負荷低減を図ってきました。

○第二次計画(地球環境)の重点施策と数値目標の状況

▶重点施策

- ・「太陽光発電システム機器設置費用の助成」については、目標である2,000件は達成できませんが、家庭用燃料電池の助成件数を合わせると令和元年度末で2,288件の助成を行っています。
- ・「自転車専用レーンの設置及び拡大の検討」については、道路の幅員の問題などの困難な状況があり、代替として自転車ナビマークの整備を推進してきました。令和元年度末の累計整備距離は46,660mとなっています。
- ・「環境家計簿の普及」については、Web版、アプリ版を順次構築し、市民団体とともに普及を進めてきたことで、参加者が拡大しました。

▶数値目標

項目		目標	令和元年度実績	達成率
二酸化炭素 排出量	市全体	492,286t-CO <sub>2</sub> (平成17年度比25%削減)	522,279t-CO <sub>2</sub> (平成29年度)	81.7%
	市 事務事業	6,161,756 kg-CO <sub>2</sub> (平成17年度比25%削減)	7,356,403 kg-CO <sub>2</sub>	42.2%
庁用車の低公害車 ・低燃費車の導入率		100%	89.9%	89.9%
環境家計簿の 利用件数		1,000件/年	2,010件/年	201.0%
太陽光発電システム 設置費用の助成件数 累計		2,000件	1,275件	63.8%

## ■ 課題

市全体の二酸化炭素排出量の削減は進んできましたが、部門別エネルギー消費量で見ると、主な要因は産業部門・運輸部門での削減が大幅に進んだ結果によるものであり、全体の70%程度を占める家庭部門・業務部門の削減はあまり進んでいません。

今後は、家庭部門・業務部門でのエネルギー消費量の削減のため、家庭生活や事業活動における省エネ・創エネ等の取組を推進していく必要があります。当然ながらここには、市自らの事務・事業におけるエネルギー消費量の削減も含まれています。

ただし、近年の猛暑や豪雨に見られる気候変動の影響や、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式や事業活動の変化などに柔軟に対応し、時勢に即した取組の選択も必要となります。

## 1-2. 2030年に目指す姿

エネルギーの利用やライフスタイルが見直され、エネルギーの消費の抑制と豊かで快適な生活の両立が図られています。

また、令和32(2050)年における脱炭素社会の構築を見据え、二酸化炭素排出量の実質ゼロへのチャレンジに意欲的に取り組んでいます。

## 1-3. 長期的な展望

国は地球温暖化対策計画の中で、パリ協定を踏まえた日本の長期的な目標として、脱炭素化も見据えて「令和32(2050)年までに温室効果ガスを80%削減する」ことを目標として掲げる中、東京都はゼロエミッション東京戦略(以下、「東京戦略」という。)の中で、令和32(2050)年の二酸化炭素排出量の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指すこととしています。

本市は、長期的に令和32(2050)年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを見据えた上で、基準年度を国に合わせた平成25(2013)年度とし、削減目標は、国よりも高い東京都に合わせて**令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で30%削減**を目標として掲げ、全力で取組を推進します。

この長期的な展望は、市はもとより、市民や事業者、関連する市民団体の協力がなくては容易に到達できるものではないことから、各自が環境をより良くするという信念をもって気候変動に立ち向かうことが求められます。

そのため、私たちはこれまで以上に連携・協働し、この野心的な目標の達成に向けて日々努力を続けることが必要です。

## ▶国の地球温暖化対策計画・東京都の東京戦略の基準年度と削減目標

計画名称	基準年度(年)	削減目標
国の地球温暖化対策計画	2013年度	26%削減
東京都のゼロエミッション東京戦略	2000年	30%削減

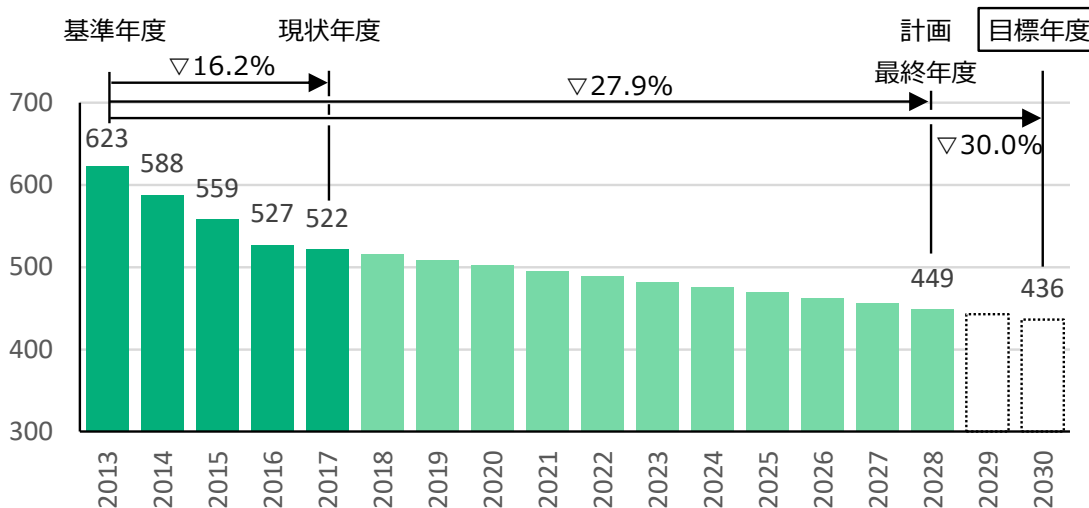
1-4. 基本方針の達成状況を図るための成果指標

長期的な展望を踏まえ、令和12(2030)年度の目標値として、基準年度[平成25(2013)年度]比で**二酸化炭素排出量 30%削減**を掲げ、目標達成に向けた取組を進めます。

なお、二酸化炭素排出量の算定に用いる統計データの公表時期が最大で2年程度かかるため、本計画最終年度の目標値は令和10(2028)年度に基準年度比で27.9%削減とします。

単位：1,000t-CO<sub>2</sub>

	基準値(2013)	現状値(2017)	計画最終年度 目標値(2028)	目標値(2030)
二酸化炭素排出量 (エネルギー起源)	623	522 (△16.2%)	449 (△27.9%)	<b>436</b> <b>(△30.0%)</b>



注) 2017年度～2030年度までの13年間に13.8%分(30.0%－16.2%＝13.8%)の二酸化炭素を削減するため、一律の年率換算で年間1.06%削減する必要がある。これを2017年度から2028年度までの11年間で計算すると、-11.7%となり、基準年度の2013年からの削減分と合わせると、2028年度(計画最終年度)における削減率は基準年度比で27.9%(16.2%+11.7%＝27.9%)となる。

1-5. 施策の展開

本方針は「**小平市地域エネルギービジョン**」としての位置づけを踏まえ、地球温暖化防止のための「緩和策」として、更なる省エネルギー化とエネルギーの有効活用を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」にも取り組むなど、取組を拡大します。

■ 施策1 省エネルギーの推進

脱炭素社会の構築に向けた取組として、エネルギー消費量の削減に努めます。  
 市ではこれまで、市民団体等との協働により、省エネ・省資源の取組の普及啓発に努めるとともに、環境に配慮した設備・機器の導入に努めてきました。  
 今後は引き続き、市民一人ひとりの省エネ行動の「深化」を図るとともに、近年の革新的な技術開発に遅れることなく、省エネ設備・機器の導入を進めます。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・市民版環境配慮指針の普及拡大【V-3】	環境政策課
・環境家計簿アプリの活用	環境政策課
・LED化の推進	環境政策課 施設整備課 施設担当課
・ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の導入【IV-1】	総務課 環境政策課
・断熱材など環境配慮型建材の使用	施設整備課 施設担当課
・省エネ機器等の導入及び適正な運用	施設担当課
・エネルギー使用量の把握	環境政策課 施設担当課
・省エネ関連情報の発信【V-3】	環境政策課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
公共施設におけるLED照明導入率	10.7%	80%

■ 施策2 エネルギーの有効活用

市ではこれまで、公共施設への太陽光発電設備の導入や市民・事業者への新エネルギー機器設置費の助成に努めるとともに、市民共同発電所との連携にも取り組んできました。  
 今後は引き続き、これらの取組を推進するとともに、これまで導入した設備・機器による効率的なエネルギーの活用や、新たなエネルギー施策の検討を進めます。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・公共施設における再生可能エネルギーの最大限の活用	環境政策課 施設整備課 施設担当課
・創エネ・蓄エネ機器設置費用の助成	環境政策課
・市民共同発電所との連携	環境政策課
・ごみ焼却熱の発電や熱供給への有効利用	資源循環課
・下水熱利用の検討	下水道課
・効率的なエネルギー利用に関する情報発信	環境政策課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
創エネ・蓄エネ機器設置費用の助成件数	2,288 件 <sup>※</sup>	4,000 件 <sup>※</sup>

※2007年度からの太陽光発電システム・燃料電池の助成件数の累計

**■施策3 気候変動への適応**

二酸化炭素の排出削減に取り組む一方、気候変動の影響を回避・軽減する適応策が重要となっています。気候変動による影響は他分野かつ広範囲に及ぶため、本計画では、環境分野と関連が深い取組を中心に位置づけつつ、他分野との連携に努めます。

気候変動への適応に向けた対策として、ハード整備とともに、家庭や事業所で行う気候変動適応策の普及啓発に努めます。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・透水性舗装の整備	道路課
・未整備地区における雨水管きよ整備	下水道課
・雨水貯留・浸透施設の設置促進	水と緑と公園課 下水道課
・打ち水の普及	環境政策課 施設担当課
・熱中症・蚊媒介感染症等への注意喚起	健康推進課 環境政策課
・クールビズ・ウォームビズの推進	環境政策課 職員課
・気候変動適応策の分野間での横断的連携	環境政策課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値	目標値(2025)
未整備地区における雨水管きよ整備地区数 <sup>※1</sup>	—	7地区
雨水貯留・浸透施設設置地区数 <sup>※2</sup>	—	7地区

※1 上記7地区の整備により、未整備地区での雨水管きよ整備率は20.5%(2019)から24.2%(2025)となる見込み。  
 $\text{雨水管きよ整備率(\%)} = \text{雨水管きよ整備済み区域面積} / \text{雨水管きよ整備対象区域面積(分流式下水道 654.6ha)} \times 100$

※2 上記7地区の整備により、490 m<sup>3</sup>から920 m<sup>3</sup>程度の処理量を見込む。

処理量(m<sup>3</sup>) = 浸透量(m<sup>3</sup>/hr) + 貯留量(V)

浸透量(m<sup>3</sup>/hr) : 1時間あたりの地中にしみ込む水の量

コラム 命を守る適応策



■ 気象災害から守るための適応策

近年、過去の観測を上回るような短時間強雨が増加しています。大雨による河川の氾濫や下水道の氾濫(内水氾濫)、浸水被害を防ぐためのインフラ整備や、警戒避難体制を強化することも「適応策」であり、また、一人ひとりが、天気予報や防災アプリを確認したり、ハザードマップや避難経路を確認し、気象災害から身を守ることも「適応策」です。



■ 健康を守るための適応策

日本の年平均気温は 1898 年から 2017 年までの 120 年程度の間 1.19℃上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻りに現れ、猛暑日や熱帯夜が増加しています。

それに伴って、熱中症で搬送される人の数が増えたり、伝染病を媒介する蚊の北上などの影響が出ています。水分補給をこまめにしたり、エアコンの設定温度を適度に保つことによって熱中症を予防したり、虫刺されに気をつけ、一人ひとりが自身の健康を守ることも「適応策」です。



資料：「目で見える適応策」, 気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) (国立環境研究所, 2018) をもとに作成

1-6. 市民・事業者・市民団体の取組

■ 市民の取組

- ・市民版環境配慮指針を活用した省エネに取り組みます
- ・環境家計簿を活用してエネルギーの使用状況を見える化します
- ・再生可能エネルギーの導入を進めるほか、災害対策として蓄電池の導入を進めます
- ・暑さ・寒さ対策や感染症予防(手洗い・消毒)に取り組みます
- ・断熱改修等、住宅の省エネルギー化を進めます
- ・車を買替えるときは、電気自動車等を選びます
- ・環境負荷の少ない電力に切り替えます

■ 事業者の取組

- ・賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」に取り組みます

- ・RE100、EP100 などの取組に参加します
- ・従業員を対象として、熱中症や蚊媒介感染症への注意喚起を行います
- ・環境マネジメントシステムの考え方や仕組みを取り入れます
- ・事業活動において、環境面から事業者の社会的責任(CSR)を果たすほか、事業活動に社会貢献を結び付けた CSV にも取り組みます
- ・再生可能エネルギーの導入を進めるほか、災害対策として蓄電池の導入を進めます
- ・断熱改修や機器の改修、省エネ診断等、事業所・工場の省エネルギー化を進めます
- ・車を買替えるときは、電気自動車等を選びます
- ・環境負荷の少ない電力に切り替えます

#### ■ 市民団体の取組

- ・省エネルギー行動などの普及・啓発活動を積極的に行います
- ・再生可能エネルギーの普及・導入に努めます

### コラム COOL CHOICE とは



平成 27(2015)年、すべての国が参加する形で、令和 2(2020)年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2℃未満にする(さらに、1.5℃に抑える努力をする)こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ、我が国は、令和 12(2030)年度に温室効果ガスの排出を平成 25(2013)年度比で 26%削減する目標を掲げています。この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約 4 割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

- COOL CHOICE 公式ホームページ URL  
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>



## 2. 基本方針Ⅱ 循環型社会の形成

### 2-1. これまでの取組と課題

#### ■ これまでの取組

廃棄物減量等推進員(愛称:クリーンメイトこだいら)や市民ボランティアの協力により、環境啓発イベントや各種講習会、リサイクルきゃらばん(日時・場所を予め定めて実施する資源の拠点回収)を開催するなど、ごみ減量への意識啓発や周知に努めてきました。

リサイクルの推進としては、平成25(2013)年度から小型家電リサイクルを実施したほか、食物資源循環モデル事業の参加世帯が1,000世帯まで拡大したことを契機に、平成29(2017)年度から「食物資源循環事業」として本格実施しています。

平成31(2019)年4月には、家庭ごみ有料化・戸別収集の開始、分別変更、新リサイクルセンターの稼働のほか、小平市・武蔵村山市・東大和市の3市で構成される小平・村山・大和衛生組合では、新設のプラスチック製容器包装・ペットボトルの中間処理施設(愛称:スリーハーモニー)が稼働しました。また、令和2(2020)年4月には、小平・村山・大和衛生組合で新不燃・粗大ごみ処理施設が稼働するなど、ごみの減量と資源化に取り組みました。

#### ○ 第二次計画期間の主な取組

- ・家庭から出る生ごみを堆肥化する「食物資源循環事業」により、ごみの減量と食物資源としての有効利用を行ってきました。令和元年度は約82tを収集し、再資源化しました。
- ・平成30(2018)年3月に小平市一般廃棄物処理基本計画の改訂を行い、さらなるごみの減量、資源化を推進してきました。
- ・家庭ごみ有料化・戸別収集・分別変更の実施に伴い、資源とごみの収集カレンダー・パンフレットの全戸配布、指定収集袋の販売を開始しました。移行前に、市民説明会を29回、出前講座等を335回実施しました。

#### ■ 課題

家庭ごみ有料化・戸別収集・分別変更の実施による効果を注視しつつ、更なる廃棄物の減量に取り組む必要があります。

令和元(2019)年度に実施した「ごみ組成分析調査」の結果、燃やすごみの中に未利用食品(未開封や手つかずの食品)が含まれており、市全体でごみとして出されている未利用食品は年間約455tと推計され、こうした点や食を通じた環境教育の観点から、更なる未利用食品の削減に向けた取組を推進する必要があります。

また、本来は資源として分別回収されるべきプラスチック製容器包装などが、未だにごみとして捨てられている状況もみられることから、現在の分別区分の普及啓発を更に図る必要があります。

加えて、老朽化によるごみ焼却施設の更新が大きな課題となっています。

## 2-2. 2030年に目指す姿

ごみの発生抑制、資源の再使用・再生利用を推進することで、モノやエネルギーが適正かつ余すことなく利用される循環型社会が形成されています。

## 2-3. 基本方針の達成状況を図るための成果指標

数値目標	現状値(2019)	目標値(毎年度)
市民一人1日あたりごみ総量の抑制	653.8g/人日	前年度比減

## 2-4. 施策の展開

循環型社会の形成に向けて、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制に取り組み、総量を抑制してもなお発生するものに対しては、資源として循環利用を徹底して環境負荷を低減します。

それでも廃棄物となったものについては、適正な処理に努めます。

## ■ 施策1 廃棄物の発生抑制(リデュース)

循環型社会の形成に向けて、まずは、廃棄物を発生させないことが肝要です。

市ではこれまで、廃棄物の発生抑制の理解を浸透させるため、市報や市ホームページ、出前講座などを通じて、普及啓発に努めてきました。

今後は、市民・事業者の意識改革を促すとともに、食品ロスの削減やプラスチックごみなどの減量への取組を強化します。

## 【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

・東京都「プラスチック削減プログラム」に基づく施策の実現	資源循環課
・食品ロスの削減計画の検討	資源循環課
・マイ箸、マイボトル、マイバッグ・ふるしき利用の促進	資源循環課 環境政策課
・ペーパーレス化の推進【I-1】	資源循環課 総務課 環境政策課
・小売り販売や梱包材削減の推進	資源循環課
・燃やすごみに含まれる雑がみの削減の推進	資源循環課
・事業系一般廃棄物手数料の適正化	資源循環課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
燃やすごみに含まれる可燃性資源の割合	12.8%	10.0%

## コラム 食品ロス



食べられるのに廃棄される食品は「食品ロス」と呼ばれ、その量は国全体で年間646万t(事業者分約357万t、家庭分約約289万t)と推計されています。(農林水産省、環境省発表「平成27年度推計」より。(以下、「同推計」という))  
一方、国内で食品の流通・加工等の段階に廃棄される「食品廃棄物」の全体量は同推計で年間2,824万tとなっており、食品廃棄物全体と比べ、家庭からの食品ロスも大きな割合を占めていることがわかります。

### <食品ロスを減らすには>

#### ■残さず食べましょう

家庭で調理したり、お店で注文した料理等食べ物は残さず食べましょう。

#### ■“必要な分だけ”作りましょう、頼みましょう

具体的には・・・

- ・ 食品は、必要な時に必要な量だけ購入しましょう
- ・ 料理は食べられる量だけ作りましょう
- ・ 食べきれずに残った食べ物は冷蔵庫等に保存し、早めに食べましょう
- ・ 中途半端に残った料理や食材は、ほかの料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう
- ・ 外食の時は食べられる量だけ注文し、おいしく食べましょう。どうしても残ってしまった場合も、持ち帰りができるかどうかお店に確認してみましょう

#### ■「消費期限」と「賞味期限」の違いを認識しておいしく食べましょう

よく混同されがちな2つの「期限」ですが、いずれも開封していない状態で保存した場合の期限です。しかし、両者には明確な違いがあります。違いを知って、無駄にしないように食べましょう。

「消費期限」と「賞味期限」とは・・・

- 消費期限：安全に食べることができる期限
- 賞味期限：おいしく食べることができる期限

■ 施策2 資源の循環利用(リユース・リサイクル)

市では、平成31(2019)年4月から分別方法の変更を行うとともに、プラスチック製容器包装の全量資源化に努めています。また、リサイクルきゃらばんなどの活動も行っています。

市は今後も引き続き、様々な品目でリユース・リサイクルに努めるとともに、啓発・学習機能を備えた新リサイクルセンターやごみ分別アプリなどのツールを活用した普及啓発により、分別や資源化の徹底を推進します。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・ごみ分別アプリの活用	資源循環課
・食物資源循環事業の推進	資源循環課
・生ごみ処理機で生成される食物資源一次処理物の資源化の推進	資源循環課 学務課 保育課
・食物資源(生ごみ)処理機購入費用の助成	資源循環課
・食物資源たい肥化講習会・段ボールコンポスト講習会等の実施	資源循環課
・リサイクル(図書、小型家電、陶磁器食器、剪定枝等)の促進	資源循環課 図書館
・シェアリングの利用促進(家具、子育て用品、陶磁器食器等)	資源循環課
・紙オムツの資源化の検討	資源循環課

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
リサイクル率(総資源化率)	35.0%(2018)	前年度比増(毎年度)

**コラム** コンビニでのペットボトル回収に向けた協定の締結



市は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンと地域活性化包括連携協定を締結し、その一環として、ペットボトルの回収事業が始まりました。

協定の締結を踏まえ、令和2(2020)年7月30日から、市内のセブン・イレブン19店舗にペットボトル自動回収機が設置されました。



ペットボトル回収事業開始セレモニーの様子



ペットボトル自動回収機

■ 施策3 適正処理の維持・向上

市では、平成31(2019)年4月から家庭ごみ有料化・戸別収集へ移行するとともに、新リサイクルセンターを開設しました。

小平・村山・大和衛生組合では、同時期に新設のプラスチック製容器包装・ペットボトルの中間処理施設(愛称:スリーハーモニー)が稼働しました。また、令和2(2020)年4月から新不燃・粗大ごみ処理施設が稼働し、今後、(仮称)新ごみ焼却施設の整備が予定されています。

市は引き続き、新ごみ焼却施設の整備を着実に進めるとともに、家庭・事業者からの廃棄物の適正排出の指導に努めていきます。

**[具体的な取組]** 【関連:[方針]-[施策 No]】

・家庭廃棄物の適正排出指導	資源循環課
・事業系廃棄物の適正排出指導	資源循環課
・小平・村山・大和衛生組合 『(仮称)新ごみ焼却施設』の整備	資源循環課

**コラム** 集合住宅のごみ集積所でのごみ出し方法の周知看板



市では、集合住宅などにごみ集積所へのごみ出し方法を掲載した周知看板を配布しており、各家庭における適切なごみ出し方法の周知を行っています。

**資源とごみの収集日** 朝8時までに出してください。  
祝日(年末年始除く)も収集します。

中島町 たかの台  
小川町1丁目 栄町  
小川西町 A地区

	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	
1週目	プラスチック製 容器包装	燃やすごみ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid purple; padding: 5px;"> <p>ビン 金属製の なべ等 有害性資源</p> <p><b>A</b></p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>カン</p> <p><b>B</b></p> </div> </div> <p><b>AとBのグループを 交互に2週に1回収集</b></p>	雑誌・雑がみ 古布類	燃やすごみ	
2週目	プラスチック製 容器包装	燃やすごみ		ペットボトルは2週に1回収集	シュレッダー くず	燃やすごみ
3週目	プラスチック製 容器包装	燃やすごみ		燃やすごみ	ふとん	燃やすごみ
4週目	プラスチック製 容器包装	燃やすごみ		燃やすごみ	段ボール	燃やすごみ
5週目	プラスチック製 容器包装	燃やすごみ		燃やさないごみ 4週に1回収集	新聞紙	燃やすごみ

★「燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック製容器包装」は指定収集袋に入れて出してください。  
 ★ 詳しい収集日と分別方法などは、「収集カレンダー・パンフレット」でご確認ください。

ごみ出し方法の周知看板掲載内容

## 2-5. 市民・事業者・市民団体の取組

## ■ 市民の取組

- ・マイボトルやマイバッグの活用など、ごみの発生を抑えます
- ・使い捨てプラスチック製容器包装の利用を減らします
- ・資源とごみの収集カレンダー、パンフレットを参照し、ごみ出しのルールを守ります
- ・ごみ分別アプリを活用し、ごみの分別による資源化を徹底します
- ・生ごみ処理機等を利用し、生ごみの削減や再利用に努めます
- ・3010 運動など、食品ロスの削減に取り組みます
- ・長く使えるものを購入し、使わないものはリサイクルやシェアリングします

## ■ 事業者の取組

- ・法に則り、事業ごみを適切に処理します
- ・ごみの削減・分別による資源化を徹底します
- ・消耗品等のグリーン購入に努めます
- ・ペーパーレス化に取り組みます
- ・簡易包装を推進します
- ・使い捨てプラスチック製容器包装の利用を減らします
- ・使い捨てプラスチック製容器包装の回収と資源化に努めます
- ・生ごみ処理機等を利用し、生ごみの削減や再利用に努めます
- ・3010 運動など、食品ロスの削減に取り組みます

## ■ 市民団体の取組

- ・3R(発生抑制、再使用、再生利用)の普及・啓発を行います
- ・資源回収やリサイクル活動を推進します

### 3. 基本方針Ⅲ 水と緑と生きものとの共生【小平市生物多様性ビジョン】

#### 3-1. これまでの取組と課題

##### ■これまでの取組

水と緑のネットワークづくりのため、用水路の親水整備や流水の確保、農地、雑木林、屋敷林の保全、道路の街路樹や公園の整備などに取り組み、「都市のみどり」としての自然環境の保全に努めてきました。

民有地の緑についても、生垣造成補助の実施やオープンガーデンの推進などにより、市民が支える緑の保全・創出を支援してきたほか、チョウや鳥が訪れる身近なビオトープづくりの支援などに取り組んできました。

平成28年度からは、公園等に対する愛着心の増進、地域コミュニティの形成及び公園等の景観維持を図ることを目的に、公園等アダプト制度を導入しています。

#### ○第二次計画(自然環境)の重点施策と数値目標の状況

##### ▶重点施策

- ・「市民ボランティアによる花いっぱい運動の推進」については、毎年、小平駅前、公園及び用水路の親水エリアで緑化を行ってきました。
- ・「小平グリーンロードを南北につなぐ新たなみどりの骨格づくり」については、小平駅南口ロータリー花壇の花苗の植替え、あかしあ通り沿いの公園や街路樹の整備などに取り組んできました。
- ・「市民参加による動植物の生態調査」については、森のカルテづくりや身近なビオトープづくり、市民参加型生き物調査などを実施してきました。

##### ▶数値目標

項目	目標	令和元年度実績	達成率
公園いきいきリニューアル	10 公園	1 公園 (累計 15 公園)	150%
オープンガーデンの開設	30 か所	26 か所	86.7%
生垣造成補助	継続して実施	8 件 112.6m	—

## ■ 課題

宅地化の進展とともに市のみどり率は減少し、平成 19(2007)年の 35.8%から平成 29(2017)年は 29.6%となっています。

こうした現状を踏まえ、今後は、樹林地や農地の保全、用水路の流水の確保などとともに、計画的に都市計画公園の整備を進めるなど、みどり率の維持・向上に向けた取組が必要となります。これらの取組を進める際には、水辺や緑地が生きものの生息空間となっていることを意識し、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点を持って取り組む必要があります。

## コラム 生物多様性とは



水・大気・土・太陽光(エネルギー)の4つの要素を土台として、多くの生きものが、食べる、食べられる等、様々な関係を通じて互いに関わりあい、支えあっている命のシステムを「生態系(自然生態系)」といいます。

地球上に生息・生育する生きものは、未知の種も含めると 870万種とも 3,000万種ともいわれ、未だに全体が分かっていません。この非常に多くの種類の生きものが、異なる環境において、自分たちの生きる場所を見つけ、互いの違いを活かしながらつながり、調和していることを「生物多様性」と呼んでいます。

生物多様性はそれ自体も価値を有していますが、多様な生物に支えられた生態系は、私たち人間に多大な利益をもたらしており、それを「生態系サービス」と呼んでいます。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み(生態系サービス)によって支えられています。

## 3-2. エコロジカル・ネットワークの構成要素

本市のエコロジカル・ネットワークを形成するうえで、以下のような生きものが生息・生育する空間があります。

## ▶小平グリーンロード

水や緑が連続した玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道は、生きものの重要な移動経路となります。長い距離を結ぶ水と緑のネットワークにより、市内に点在する大小様々な緑地に生きものが供給され、市内の生きものが豊かになります。

## ▶小平グリーンロードの周辺に点在する緑地や水辺

多様な生きものの生息場所です。また、小平グリーンロードを軸に、大規模な場所は生きものの供給拠点となり、小規模な場所は生きものが往来する際の中継拠点となります。

## ▶幹線道路や用水路のみどり

幹線道路の街路樹や用水路沿いの緑道などは小規模なものでも、鳥類や昆虫類などの移動の場となります。

## ▶住宅地の庭や畑、ビオトープなど市内に点在する小規模なみどり

飛び石状に点在するみどりは、小さな生きものの生息の場になるほか、移動中の生きものの休息や採餌など貴重な中継地点となります。





図 4-1 みどりの将来構造図

資料：小平市第三次みどりの基本計画

### 3-3. 2030年に目指す姿

まちなかにはみどりがあふれ、それらが小平グリーンロードや市内を流れる用水路を基軸として水と緑の有機的なネットワークでつながる、人と多様な生きものが暮らす豊かなまちが形成されています。

### 3-4. 基本方針の達成状況を図るための成果指標

数値目標	現状値(2017)	目標値(2030)
みどり率※	29.6%	29.6%

※減少率の抑制

### 3-5. 施策の展開

本方針は「小平市生物多様性ビジョン」としての位置づけを踏まえ、自然から得られる生態系サービスによって、我々の生活が支えられていることの理解を促進し、みどりの保全や創出に努め、生物多様性の保全と持続可能な利用に努めます。

また、緑地や水辺の連続性を意識し、エコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

■ 施策1 生物多様性の理解と配慮行動

生物多様性は私たちに様々な恵み(酸素や食料の供給、気候の調整や水・大気の浄化、地域文化等)をもたらしており、私たちは、正しい理解のもとで生物多様性に配慮した行動を一人ひとりが心がける必要があります。

そのために、市内の生物多様性の実態を把握しつつ、観察会や講演会で生物多様性に関する理解促進を図ります。

また、「生きものマップ」の配布等により、散策時にマップに掲載された生きものを見つける楽しみ方を提案するなど、楽しみながら市内の生物多様性を感じてもらう取組を推進します。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・生物多様性に関する情報発信	水と緑と公園課 環境政策課
・自然観察会・講演会等イベントの開催	水と緑と公園課 環境政策課
・生きもの調査の実施	水と緑と公園課
・生きものマップによる散策の推進	水と緑と公園課 環境政策課
・生物多様性に配慮した行動変容の普及啓発	水と緑と公園課 環境政策課

数値目標	現状値(2019)	目標値(毎年度)
自然観察会・講演会・展示会等の開催回数	3回	5回

**コラム** ペットは責任をもって飼いましょう



もともとその地域にいなかったのに、他の地域から入ってきた生き物を「外来種」といいますが、飼いきれなくなって捨てられたペットも外来種となります。

人の手によって捨てられたペットは、自分でえさをとることも敵から逃げることも知らないため、生きていくために大変な苦勞をしなければなりません。

もちろん、ミシシippアカミミガメ（通称：ミドリガメ）やアライグマのように環境の変化に強い生き物もありますが、地域に生息する他の生きものを食べたり、農作物を食べるなど様々な影響が生じます。

そのため、ペットを飼う前には、「成長したらどの程度大きくなるのか」「寿命はどのくらいか」「性格は狂暴でないか」といったペットの特徴を調べ、本当に買い続けることができるのか、よく考えましょう。また、飼い始めたペットは、最後まで責任をもってお世話をしましょう。



**特**：特定外来生物：生態系に与える影響が大きいことから「外来生物法」により飼育や移動などが禁止されている外来種

■ 施策2 みどりと生きものの保全・創出

小平市は、江戸時代の玉川上水の開通をきっかけに開拓が進んできた歴史を背景として、里山や河川などの日本の原風景的な自然とは異なり、農地や雑木林、屋敷林、用水など、人の生活と密接に関わりあってきた「都市のみどり」となる自然環境で構成されており、こうした自然環境には、様々な生きものが生息しています。

小平らしい自然環境を守り、また次世代へつないでいくために、緑地や水辺の保全・創出を図るとともに、在来種の保全や外来種への対策に取り組みます。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・用水路の適正管理	水と緑と公園課
・小平グリーンロードのみどりの保全	水と緑と公園課
・樹林等の緑地の保全	水と緑と公園課
・民有地の緑化の推進	水と緑と公園課
・公共施設の緑化の推進	施設担当課
・道路の緑化の推進	道路課
・公園の整備	水と緑と公園課
・農地の保全	産業振興課
・ビオトープづくりの推進	水と緑と公園課
・緑地などの在来種(希少種)の保全や外来種対策	水と緑と公園課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
1人あたり公園・緑地面積	2.77 m <sup>2</sup>	2.92 m <sup>2</sup>
農地面積 <sup>※</sup>	179 ha	165 ha(2027)

※減少面積の抑制

■ 施策3 みどりと生きものの活用

私たちの生活は生物多様性の恵みに支えられていることから、自然環境の保全はもとより、生きものを市の貴重な資源として捉え、活用していく必要があります。そのため、水や緑、動植物など生きもの全般から得られる恵みを持続可能で有効に活用するための取組を推進します。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・用水路の親水整備	水と緑と公園課
・小平グリーンロードのみどりの活用	水と緑と公園課 産業振興課
・オープンガーデンの推進	産業振興課
・緑のカーテンの推進【I-1、I-3】	環境政策課 施設担当課
・小平産果物のブランド化	産業振興課
・地産地消の推進（地場産農産物の販売、学校給食等への供給等）【I-1】	産業振興課 学務課
・学童農園・農業体験農園の充実	産業振興課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	基準値(2019)	目標値(毎年度)
公共施設における緑のカーテン設置数	71 施設	75 施設
小学校給食における地場産農産物の納入率	31%	30%

## 3-6. 市民・事業者・市民団体の取組

## ■ 市民の取組

- ・オープンガーデンや緑のカーテン、生垣の造成など、身の周りの緑を増やします
- ・公園・道路等のボランティア活動など、環境を守り育てる取組に参加します
- ・家庭菜園や援農ボランティア、農業体験に取り組みます
- ・地産地消に配慮した食生活を送ります
- ・生きものマップなども活用し、身の回りの生き物について学びます

## ■ 事業者の取組

- ・屋上緑化や壁面緑化など、事業所内の植栽やビオトープの造成などに取り組みます
- ・農業者は有機肥料や環境に配慮した資材を利用し、環境保全型農業に取り組みます
- ・農業者は小平産果物のブランド化に取り組みます
- ・緑を守り育てる活動などに参加します
- ・給食、飲食店等で地場産農産物を積極的に利用し、地産地消を進めます
- ・環境認証について学び、認証取得に積極的に取り組みます

■ 市民団体の取組

- ・緑の保全や緑化活動に参加・協力します
- ・身近な緑の保全や創出、生物多様性の普及・啓発を行います
- ・樹林や身近な公園などの維持管理に参加・協力します
- ・在来種の保全や外来種対策に協力します

## 4. 基本方針Ⅳ 快適な生活環境の確保

### 4-1. これまでの取組と課題

#### ■ これまでの取組

市民生活や事業活動に直接影響を及ぼす大気・水・土壌環境、騒音・振動等の調査を継続してきたほか、化学物質を取り扱う工場や指定作業場から、化学物質の使用量や管理方法等の報告を受け付けてきました。また、国や東京都からの情報収集に努め、環境リスクなどに関して、市ホームページなどで情報提供を行ってきました。

有害鳥獣や衛生害虫などについては、相談を受け付け、現場での対応や駆除業者の紹介などを行っています。

犬のフンやたばこのポイ捨てなどについては、啓発看板の配布のほか、喫煙マナーアップキャンペーンやイエローチョーク作戦などの地道な取組により、環境美化の向上に努めています。

地域公共交通については、中央地域でのコミュニティバスの継続運行のほか、平成27(2015)年3月から、コミュニティタクシーの運行地域を2地域から3地域に拡大し、平成28(2016)年5月から4地域目の運行について、地域や運行事業者と協働で検討を開始しました。

#### ○ 第二次計画期間における環境基準等の達成状況

- ・大気環境については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントは基準を満たすことができていません。
- ・水質については、石神井川、玉川上水、用水路4路線で毎年水質調査を実施しており、BOD(生物化学的酸素要求量)の調査結果では、おおむね環境基準を達成していますが、水量が非常に少ない石神井川では、降雨等の影響により基準値を超過する場合があります。
- ・騒音・振動については、主要幹線道路6か所で調査を行っています。振動については環境基準を満たしていますが、騒音については、日中はおおむね環境基準を満たしているものの、夜間は環境基準を超える路線もありました。
- ・航空機騒音に関しては、環境基準の適用地域に該当していませんが、市では毎年調査を実施しており、結果については基準相当値を満たしています。

#### ■ 課題

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や事業活動の変化を踏まえた上で大気や水・土壌環境、騒音・振動等の対応や化学物質対策、有害鳥獣・衛生害虫等の対応に引き続き取り組むとともに、日常生活での騒音・悪臭や、飼い主のいない猫などにまつわる近隣トラブルに対し、柔軟な対応が必要となります。

また、大気汚染防止法の改正によるアスベスト規制の強化に伴う対応も必要となります。

4-2. 2030年に目指す姿

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染といった生活や健康にかかるリスクが十分に低減され、人と生きものに優しい健康で安全な暮らしが実現しています。

また、市民や事業者が地域環境に係る活動に積極的に参画し、多様な主体によって環境保全の取組が行われている社会が実現しています。

4-3. 基本方針の達成状況を図るための成果指標

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
小平市の環境に対する満足度	69.7% <sup>※1</sup>	70.0% <sup>※2</sup>

※1 小平市環境に関する市民アンケート調査報告書（2020年3月発行）の問11「小平市の環境に対して、満足していますか。」の質問に対する回答「満足 18.3%」「多少満足 51.4%」の合計

※2 目標年度時点で直近の世論調査または個別のアンケート調査結果

4-4. 施策の展開

市民生活や事業活動に直接影響を及ぼす大気・水・土壌環境等の監視と保全に努めるとともに、地域からの相談への対応や市民一人ひとりのマナー・モラルの向上に努め、良好な住環境の維持や環境美化の推進に取り組みます。

また、地域特性に応じた交通環境の整備や公共交通機関の利用を促進し、環境にやさしい交通手段への転換を推進します。

■ 施策1 大気・水・土壌環境等の監視と保全

市はこれまで、東京都と連携し、大気・水・土壌環境等の調査や指導に努め、改善に取り組んできました。今後、アスベストが使用されている可能性のある建築物の解体工事等が増加するなど、環境保全に向けた更なる取り組みの強化が必要となります。

市民生活への影響を生じさせないため、調査等による監視に努め、良好な環境の保全を図っていきます。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・大気・水質・土壌等の環境調査	環境政策課
・化学物質の適正管理	環境政策課
・土壌汚染対策の指導・助言	環境政策課
・アスベスト対策の強化	環境政策課
・エコドライブの推進【I-1】	環境政策課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
二酸化窒素濃度	市内全測定地点での環境基準達成	市内全測定地点での環境基準達成

### ■ 施策2 身近な住環境問題への対応

市民から近隣の騒音や振動、悪臭等の相談のほか、飼い主のいない猫やアライグマ・ハクビシンなどによる被害に関する相談が寄せられています。

市はこうした相談に対し、当事者への働きかけ、アライグマ・ハクビシンの駆除、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費の補助を実施するなどの対応を図ってきました。

引き続き、市民や地域からの相談に耳を傾け、適切な対応により、良好な住環境の維持に努めていきます。

#### 【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

・近隣の騒音・振動・悪臭等の相談対応	環境政策課
・衛生害虫等の相談対応	環境政策課
・アライグマ・ハクビシン対策	環境政策課
・畜犬登録・狂犬病予防注射接種の推進	環境政策課
・地域猫活動の推進	環境政策課
・空き地・空き家の適正管理の指導	環境政策課 地域安全課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成の件数(さくらねこTNR事業の活用含む)	466件※	1,000件※

※助成制度開始（2016年10月）からの累計

### ■ 施策3 まちの環境美化の向上

「きれいなまちはわたしたちの手で」を合い言葉に、自治会等の地域住民の方が年間を通じて清掃活動を実施しています。

令和2(2020)年4月より、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例が全面施行さ



れたことも踏まえ、引き続き、喫煙マナーアップキャンペーンの実施により、喫煙マナー向上に取り組んでいくなど、市民一人ひとりのマナー・モラルの向上や環境美化意識の向上に努め、地域の環境美化を推進していきます。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・喫煙マナーアップキャンペーンの実施	環境政策課 健康推進課
・イエローチョーク作戦の普及	環境政策課
・環境ポスターコンクールの実施	環境政策課
・放置自転車の撤去	交通対策課
・美化啓発等看板配布	環境政策課
・環境美化活動の推進	環境政策課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
環境美化活動(クリーン作戦)の参加人数 または団体数	11,694 人 188 団体	12,000 人 または 200 団体
イエローチョークの配布本数	295 本	300 本(毎年度)

**コラム イエローチョーク作戦**



イエローチョーク作戦とは、道に放置されている犬のフンを減らす方法として、フンの周囲を黄色のチョークで囲うことで飼い主に警告する取組です。

イエローチョークは環境政策課(市役所4階)で配布しています。

■やり方

- ①黄色のチョークを1本用意する
- ②放置されている犬のふんをチョークで囲う
- ③囲ったふんの脇に発見した日時を書く
- ④ふんは片付けず、しばらく様子を見る

※放置されたふんを強調することで飼い主に警告することが目的のため、しばらく片付けしないでください。



## ■ 施策4 環境にやさしい公共交通への転換

移動のための交通手段は、歩行者空間の整備や自転車利用の促進、コミュニティバス・タクシーの利便性向上に取り組むことで、自動車から公共交通や徒歩・自転車へと交通手段の転換が進みます。

こうした取組は自動車由来の二酸化炭素や二酸化窒素の排出量が削減されるため、環境面での大きな効果が見込まれます。

このため、市は歩行者や自転車利用者、公共交通利用者などそれぞれの立場からの意見を吸い上げて交通環境の整備を進めるとともに、普及啓発を通じ、交通手段の転換を図ります。

### 【具体的な取組】【関連：[方針]-施策 No】

・快適歩道の整備【 I -1】	道路課
・自転車走行環境の整備【 I -1】	交通対策課
・自転車駐輪場の整備【 I -1】	交通対策課
・シェアサイクルの活用【 I -1】	産業振興課
・自転車利用のルールとマナーの啓発	交通対策課
・地域公共交通の利用促進【 I -1】	公共交通課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
コミュニティバスの利用者数	224,184 人	255,500 人
コミュニティタクシーの利用者数(大沼ルート)	26,521 人	各ルート共通目標 26,730 人
コミュニティタクシーの利用者数(栄町ルート)	25,727 人	
コミュニティタクシーの利用者数(鈴木町ルート)	22,293 人	

#### 4-5. 市民・事業者・市民団体の取組

##### ■ 市民の取組

- ・生活騒音や野外焼却、歩きタバコ、自転車の放置など、周囲に与える影響を考慮し、生活のマナーを守ります
- ・飼い犬の登録や、狂犬病予防注射、散歩時のフンの始末など、ペットの管理を適切に行います
- ・地域猫への対応について、地域内で話し合います
- ・使用していない土地や家屋は、適切な管理を行います
- ・環境に配慮した交通手段を選択します
- ・車を運転する際には、アイドリングストップ等のエコドライブを実行します
- ・環境美化活動に参加します

##### ■ 事業者の取組

- ・法令などに基づく公害規制・環境基準等を遵守します
- ・従業員の通勤には公共交通機関等の積極的な利用を推進します
- ・マイカー通勤の制限を推奨します
- ・車を運転する際には、アイドリングストップ等のエコドライブを実行します
- ・効率の良い貨物輸送や貨物の共同輸送に努めます
- ・環境美化活動に参加します

##### ■ 市民団体の取組

- ・環境美化活動に参加します
- ・地域猫活動に取り組みます

## 5. 基本方針V 学びと協働の推進

### 5-1. これまでの取組と課題

#### ■ これまでの取組

環境フェスティバルやグリーンフェスティバル、ごみゼロフリーマーケットなどの様々なイベントの開催により、環境意識の向上に取り組んできました。

学校などの教育現場においては、環境教育・学習の一環として、大学との連携による太陽光発電システムの活用や、清掃事業者の協力によるごみ収集車の活用など、特色のある出前事業に取り組んでいます。

ふれあい下水道館においては、市内外の団体見学の受け入れを積極的に行ってきたほか、平成31(2019)年4月にオープンした新リサイクルセンターでは、ビンやカンなどの選別作業を自由に見学できるルートの整備や、環境学習にも利用可能な多目的ルームの整備を行いました。

さらに、公園・道路等ボランティア制度や廃棄物減量等推進員制度の普及とともに、公園等アダプト制度の推進など、環境活動への参加の仕組みの充実も図ってきました。

#### ■ 課題

環境フェスティバルなどのイベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の開催状況が不透明なうえ、環境活動への参加となると、「興味がない」、「多忙のため時間が取れない」など、参加意欲は減少している状況です。

そのため、更なる環境教育・学習の充実とともに、イベントや環境学習講座の開催に当たっては、多様な手法を取り入れる必要があるほか、SNS等を駆使した環境情報の発信などによって環境問題に興味を持ってもらい、市民や事業者等が自分事と捉えて行動するよう促すことが肝要です。

また、環境問題の解決に向けて、独自の活動・研究により高いレベルでの情報を蓄積している市民団体や大学との連携、他自治体との連携などを積極的に行っていく必要があります。

### 5-2. 2030年に目指す姿

様々な主体が提供する環境に関連した情報を活用し、市民一人ひとりが環境問題に深い興味を持って学びを進め、自然や生きものを慈しむ豊かな心を育んでいます。

### 5-3. 基本方針の達成状況を図るための成果指標

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
環境学習・イベント等への参加人数	18,500人	19,000人

5-4. 施策の展開

市が目指す環境像の実現のためには、地球環境、資源循環、自然環境、生活環境の4分野における取組とともに、これらの取組を下支えする市民一人ひとりの確かな知識と意欲、信頼関係に基づく協働・連携が不可欠です。

多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、あらゆる世代や多様な主体との連携・協働を推進します。

■施策1 環境教育・学習の充実

市ではこれまで、市民団体や大学等と連携して、環境学習講座や小学校出前授業などの実施により、環境教育・学習に取り組んできました。

近年、気候変動の影響や生物多様性の危機など、環境問題の深刻さが増しており、問題解決に向けて正しい知識の習得が必要となります。そのため、子どもから大人まで、一層の環境教育・学習の充実を図ります。

**【具体的な取組】**【関連：[方針]-[施策 No]】

・学校での環境教育・学習の充実	指導課 環境部各課
・多様な環境講座等の開催	環境部各課
・施設見学・体験会の開催(ふれあい下水道館、リサイクルセンター、小平・村山・大和衛生組合等)	環境部各課
・環境活動への参加の促進	環境部各課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(毎年度)
出前授業の実施回数	12回	12回
環境講座の実施回数	49回	50回

■施策2 多様な主体との連携・協働

環境問題は多様化・複雑化しており、市だけでは解決できない問題が生じています。市民団体や大学は、独自の活動・研究により高いレベルで情報を蓄積しており、また、事業者の事業活動では、環境配慮の視点が欠かせない時代となっています。

これまで、市民団体や大学、事業者との連携・協働を進めてきましたが、今後はより一層、連携・協働の強化に努めるとともに、新たな連携・協働先も模索していきます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】	
・公園・道路等ボランティア制度の普及【Ⅲ-2、Ⅳ-3】	水と緑と公園課 道路課
・公園等アダプト制度の普及【Ⅲ-2、Ⅳ-3】	水と緑と公園課
・廃棄物減量等推進員制度の推進【Ⅱ-1~3】	資源循環課
・環境配慮事業者連絡会の充実	環境政策課
・市民活動団体等との連携	環境部各課
・他自治体との広域連携	環境部各課

写真等	写真等
-----	-----

数値目標	現状値(2019)	目標値(2030)
公園等アダプト制度登録団体数	10 団体	20 団体
環境配慮事業者連絡会参加事業者数	17 事業者	30 事業者

■ 施策3 普及啓発による環境意識の向上

気候変動による市民生活への影響が顕著になるなど、環境問題に敏感になる人が増えています。その一方で、生活様式や働き方の多様化、日常生活の忙しさなどから、環境問題に対して無関心な人も増えています。

こうした無関心層に対し、環境問題を自分ごととして捉えてもらい、行動変容を起こすことが重要であり、そのための普及啓発に努めます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】	
・市報・ホームページでの環境情報の充実	環境部各課
・SNS等を駆使した環境情報の発信	環境部各課
・環境イベント等での普及啓発	環境部各課
・環境キャラクターを活用した普及啓発(「ソラミ」「ヘラスンジャー」等)	環境部各課

--	--

写真等	写真等
-----	-----

5-5. 各主体の取組

■ 市民に期待される取組

- ・学校や家庭で環境問題について話し合います
- ・環境に関する講座や勉強会、イベントに積極的に参加します
- ・積極的に環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます

■ 事業者期待される取組

- ・従業員への環境教育や、環境学習の機会を提供します
- ・環境学習で得た環境保全に対する意識を実践します
- ・積極的に環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます
- ・環境配慮事業者連絡会に参加します

■ 市民団体に期待される取組

- ・環境学習活動の企画・運営を行うとともに、市等が開催する環境学習に関する活動に協力・支援します
- ・環境保全のための取組に自主的に参加できる機会を提供します

コラム 環境大臣表彰



環境省は、地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人又は団体に対し、その功績をたたえるため、地球温暖化防止活動環境大臣表彰を行っています。

小平市で活動するエコダイラネットワーク\*の地球温暖化防止に関する活動が評価され、令和元年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰(対策活動実践・普及部門)を受賞しました。

※小平の環境、ひいては地球環境を良くしていきたいという思いで集まった市民団体



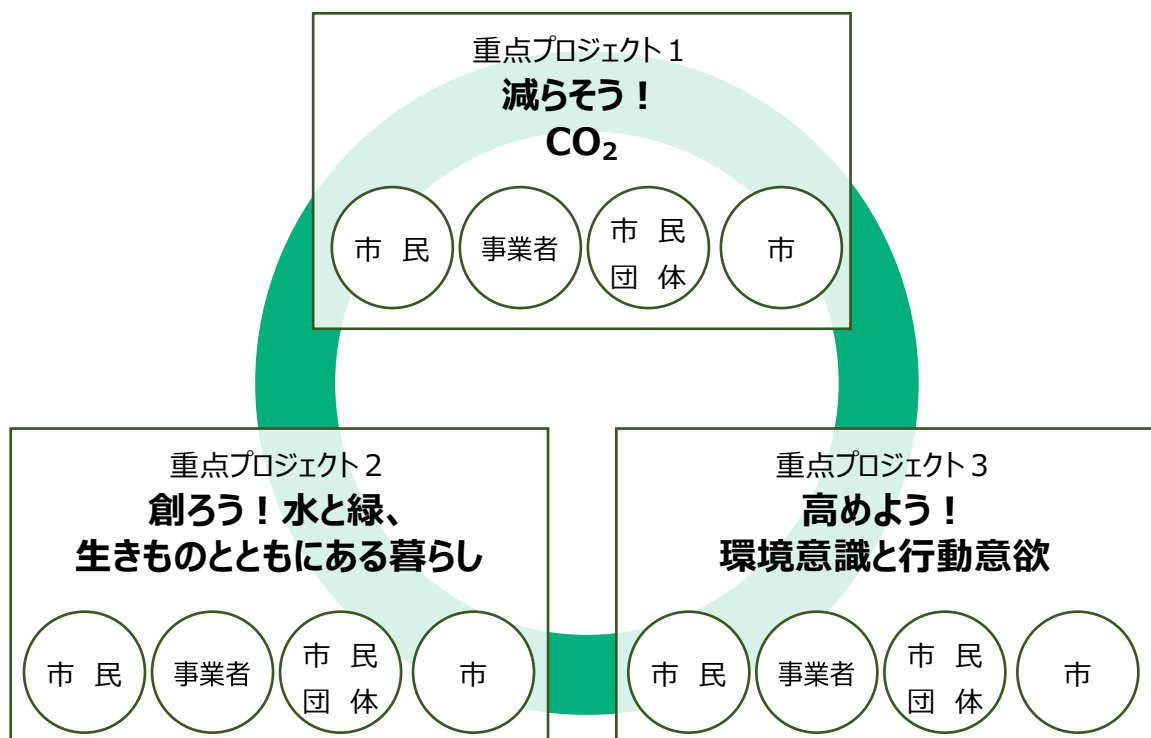
## 第5章 重点プロジェクト

### 1. 重点プロジェクトの位置づけ

本市が目指す環境像を実現するため、第3章の基本方針と第4章の施策に基づいた取組を進めるなかで、本計画の取組の実効性を高めるため、5つの基本方針の中でも優先的に進める必要がある取組を抽出し、重点プロジェクトとして設定しました。

環境の改善には、市民・事業者・市民団体・市など、様々な主体がそれぞれの立場で取組を進める必要があることから、その基盤となる重点プロジェクトを多様な主体が協働して取り組みます。

以下のイメージは、3つの重点プロジェクトに「多様な主体が協働で取り組む」ことで、各プロジェクトの取組が進展するとともに、一つの重点プロジェクトの成果が刺激となって他の重点プロジェクトに波及し合う好循環の流れを産み、結果として市の環境が一体的に改善することをイメージしたものです。





## 2. 重点プロジェクト

**重点プロジェクト1 減らそう！CO<sub>2</sub>**

温室効果ガスのうち、大半を占める二酸化炭素の削減は普段の生活で意識されにくいものですが、平均気温の上昇など、長期的にその影響が表れてきています。

地球温暖化対策を進めるためには、日常生活や事業活動の中で取組を進める必要があります。これまでも様々な取組が行われてきました。

今後は、市民や事業者による対策の拡大に向けて、より踏み込んだ取組が必要になっています。

そのため、重点プロジェクト1では、基本方針Ⅰで示す「地球温暖化・エネルギー対策の推進」に市民・事業者・市民団体・市が一体となって取り組み、脱炭素社会の構築に向けて加速します。

**【重点プロジェクト1での取組】**

- ・市民版環境配慮指針の普及拡大
- ・LED化の推進
- ・ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の導入
- ・公共施設における再生可能エネルギーの最大限の活用
- ・創エネ・蓄エネ機器設置費用の助成

**重点プロジェクト2 創ろう！水と緑、生きものとともにある暮らし**

小平市の水と緑は、江戸から続く開拓の歴史の中で人の手によって創られたものであり、これまで、長い時間をかけて多様な生きものが根づいてきました。しかしながら、昨今の宅地化の進展に伴い、貴重な自然環境が失われつつあります。

市民アンケートや事業者アンケートの結果から、小平市は「自然環境の良さ」が重視されており、都市化と環境保全の折り合いをきちんと図っていくことが、小平市のこれからの住みよさを守っていくためにとても重要です。

そのため、重点プロジェクト2では、基本方針Ⅲで示す「水と緑と生きものとの共生」に市民・事業者・市民団体・市が一体となって取り組み、豊かな水と緑、生きものとともにある暮らしを将来の世代へと引き継いでいくことを目指します。

**【重点プロジェクト2での取組】**

- ・自然観察会・講演会等イベントの開催
- ・生きもの調査の実施
- ・小平グリーンロードのみどりの保全・活用
- ・公共施設の緑化の推進
- ・緑のカーテンの推進

### 重点プロジェクト3 高めよう！環境意識と行動意欲

近年、気候変動の影響や生物多様性の低下など、環境問題は複雑かつ多層的になってきており、一人ひとりの環境問題への向き合い方が問われる時代となっています。

このような中、生活様式や働き方の多様化、日常生活の忙しさなどから環境問題に無関心な人が増えています。一方で、市内で様々な環境活動が行われていながらも、その情報がうまく伝わらず、活動へ参加できないでいる人も多くいます。

そのため、重点プロジェクト3では、基本方針Vで示す「学びと協働の推進」を通じ、市民・事業者・市民団体・市が一体となって取組を進められるよう、環境のことを“みんなが知る”ための情報発信を強化します。

#### 【重点プロジェクト3での取組】

- ・学校での環境教育・学習の充実
- ・多様な環境講座等の開催
- ・市報・ホームページでの環境情報の充実
- ・SNS等を駆使した環境情報の発信

第6章 計画の推進

1. 推進体制

本計画が目指す『循環・調和・協働の「わ」を大切に みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら』の実現には、本計画で示した取組を総合的に推進していく必要があります。また、そのためには、市の関係部局や、市民・事業者・市民団体といった多様な主体との連携を深めていくことが重要です。

本計画を推進するため、市が設置し、市民や事業者等が参画する「環境審議会」へ進捗状況を報告し、取組の課題等について意見等を伺い、以後の施策展開に反映します。

本計画の推進にあたり、広域的な課題には、国や東京都、近隣自治体、関係機関と連携・協力し、課題解決を図ります。

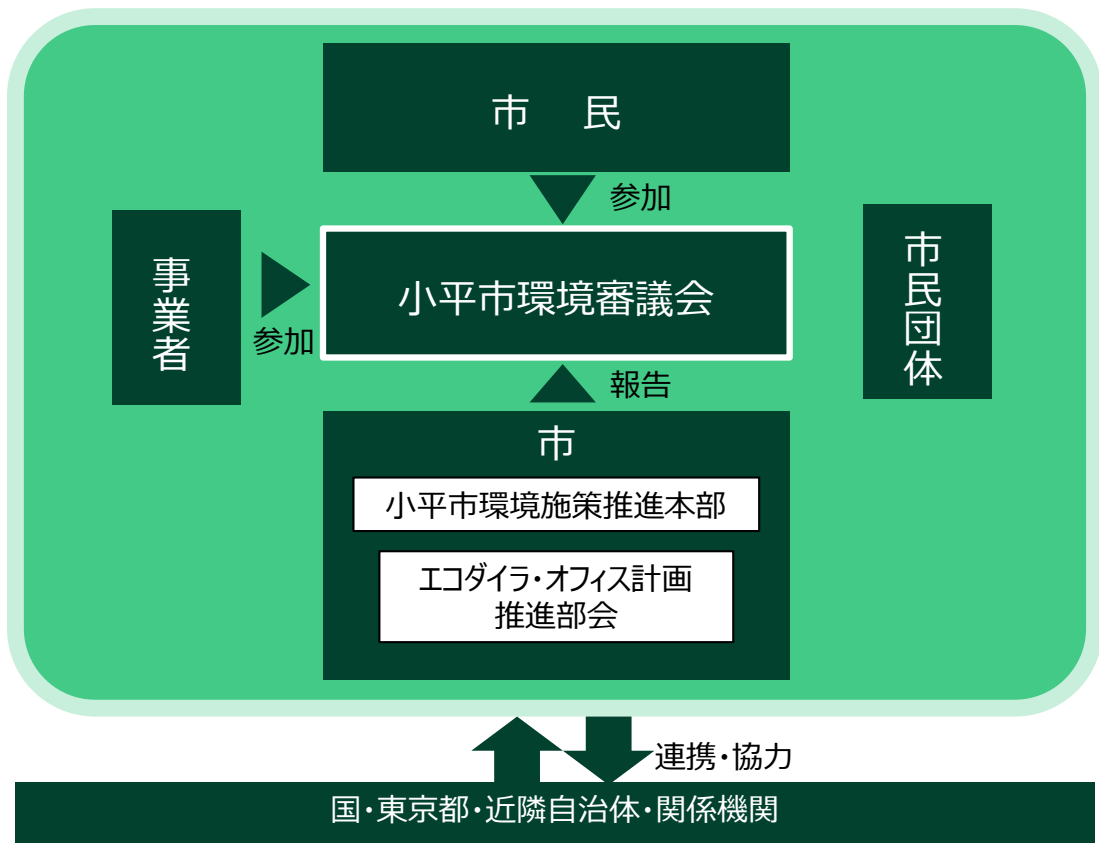


図 6-1 計画の推進体制

表 6-1 計画を推進する主な主体と役割

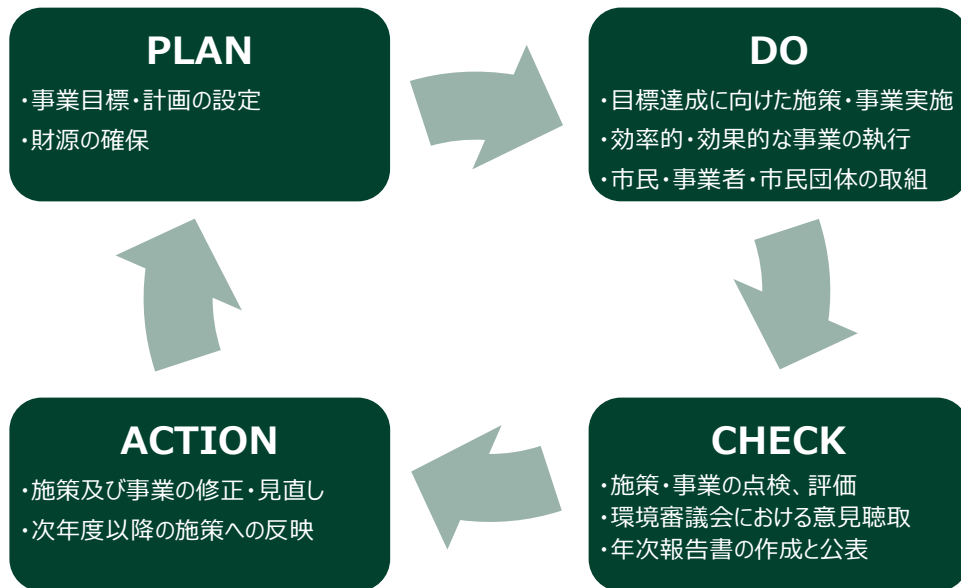
主な主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、本計画の推進主体として、市民や事業者、市民団体等の様々な主体との協働を図り、環境施策の総合的な推進・調整を図ります。</li> </ul>
小平市 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市環境審議会は、小平市環境基本条例第 14 条に基づく市長の附属機関であり、環境基本計画及び環境保全等に関する基本的事項に関することを調査及び審議を行います</li> </ul>
小平市 環境施策推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市環境施策推進本部は、市の庁内組織で、小平市環境基本条例第 8 条第 2 項に基づき、市の環境保全等に関する施策について総合的に推進し、調整を行います。</li> </ul>
エコダイラ・オフィス計画 推進部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコダイラ・オフィス計画推進部会は、本計画の「第 7 章 エコダイラ・オフィス計画」を所掌し、計画の進捗把握及び調整を行います。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、環境に配慮した生活スタイルを実践し、環境学習・活動へに参加するとともに、市が行う施策や事業に参画します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、企業活動や社会貢献活動において環境への配慮に取り組むとともに、環境情報を提供し、環境学習や環境活動に参加し、市が行う施策や事業に参画します。</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体は、市民や事業者等の様々な主体と協力し、環境に関する活動を継続的に推進するとともに、専門性を活かした提案を行い、環境学習・活動に参加し、市が行う施策や事業に参画します。</li> </ul>

## 2. 進行管理

### 2-1. 進行管理手法

環境施策の取組状況や効果に客観性を持たせるため、本計画の点検・評価を年次報告書として作成し、公表します。

また、進捗状況把握の結果や環境審議会等で明らかになった課題等を速やかに事業展開に反映するための仕組み(PDCA サイクル)を進めます。



### 2-2. 計画の見直し

本計画では、目指す環境像の達成に向けて、毎年度作成する年次報告書等を用いて施策の継続的な改善に取り組みますが、計画の途中段階においても、社会情勢の大きな変化等に応じ、適宜計画を見直します。

### 3. 目標(指標)の整理

前述した各基本方針の達成状況を定量的に把握する際の目安となる目標(指標)について一覧にまとめました。

表 6-2 目標(指標)一覧

基本方針	目標	基準値(2019)	目標値(2030)
<b>I 地球温暖化・エネルギー対策の推進</b>	<b>二酸化炭素排出量</b>	<b>623 千 t-CO<sub>2</sub> (2013)</b>	<b>449 千 t-CO<sub>2</sub> (2028)</b>
施策 1 省エネルギーの推進	公共施設における LED 照明導入率	10.7%	80%
施策 2 エネルギーの有効活用	創エネ・畜エネ機器設置費用の助成件数	2,288 件	4,000 件
施策 3 気候変動への適応	未整備地区における雨水管きよ整備地区数	—	7 地区 (2025)
	雨水貯留・浸透施設設置地区数	—	7 地区 (2025)
<b>II 循環型社会の形成</b>	<b>市民一人1日あたりごみ総量の抑制</b>	<b>653.8g/人日</b>	<b>前年比減 (毎年度)</b>
施策 1 廃棄物の発生抑制	燃やすごみに含まれる可燃性資源の割合	12.8%	10.0%
施策 2 資源の循環利用	リサイクル率(総資源化率)	35.0% (2018)	前年度比増 (毎年度)
施策 3 適正処理の維持・向上	—	—	—
<b>III 水と緑と生きものとの共生</b>	<b>みどり率</b>	<b>29.6% (2017)</b>	<b>29.0%</b>
施策 1 生物多様性の理解と配慮行動	自然観察会・講演会・展示会等の開催回数	3 回	5 回 (毎年度)
施策 2 みどりと生きものの保全・創出	1 人あたり公園・緑地面積	2.77 m <sup>2</sup>	2.92 m <sup>2</sup>
	農地面積	179ha	165ha
施策 3 みどりと生きものの活用	公共施設における緑のカーテン設置数	71 施設	75 施設 (毎年度)
	小学校給食における地場産農産物の納入率	31%	30% (毎年度)
<b>IV 快適な生活環境の確保</b>	<b>小平市の環境に対する満足度</b>	<b>69.7%</b>	<b>70.0%</b>
施策 1 大気・水・土壌環境の監視と保全	二酸化窒素濃度	市内全測定地点での環境基準達成	市内全測定地点での環境基準達成
施策 2 身近な住環境問題への対応	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成件数(さくらねこ TNR 事業の活用含む)	466 件	1,000 件
施策 3 まちの環境美化の向上	環境美化活動(グリーン作戦)の参加人数または団体数	11,694 人 188 団体	12,000 人 又は 200 団体
	イエローチョークの配布本数	295 本	300 人 (毎年度)
施策 4 環境に優しい公共交通への転換	コミュニティバスの利用者数	224,184 人	255,500 人
	コミュニティタクシーの利用者数(大沼ルート)	26,521 人	各ルート 共通目標
	コミュニティタクシーの利用者数(栄町ルート)	25,727 人	
	コミュニティタクシーの利用者数(鈴木町ルート)	22,293 人	
<b>V 学びと協働の推進</b>	<b>環境学習・イベント・地域活動等への参加人数</b>	<b>18,500 人</b>	<b>19,000 人</b>
施策 1 環境教育・学習の充実	出前授業の実施回数	12 回	12 回
	環境講座の実施回数	49 回	50 回
施策 2 多様な主体との連携・協働	公園等アダプト制度登録団体数	10 団体	20 団体
	環境配慮事業者連絡会参加事業者数	17 事業者	30 事業者

#### 4. 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性

平成 27(2015)年 9 月の国際連合総会において、「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が採択されました。

SDGs は、地球規模の私たちの良き将来を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。SDGs が示す目標やターゲットには、環境分野の課題解決が含まれることから、計画に基づく本市の取組は、SDGs の目標達成にも寄与することになります。

国内外の先進企業では、SDGs に示された社会課題を企業のビジネスチャンスとして捉え、経営戦略に組み込もうとする動きも始まっています。



図 6-2 SDGs の 17 のゴール


















資料：国際連合広報センター ホームページ

#### SDGs の 5 つの特徴

普遍性	先進国を含め、全ての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
参画型	生物多様性の確保・自然共生
統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

図 6-3 SDGs の特徴

資料：「持続可能な開発目標(SDGs)」について(外務省, 2019)

各施策とSDGsのゴールの関係	基本方針Ⅰ			基本方針Ⅱ			基本方針Ⅲ			基本方針Ⅳ				基本方針Ⅴ		
	① 省エネルギーの推進	② エネルギーの有効活用	③ 気候変動への適応	① 廃棄物の発生抑制（リデュース）	② 資源の循環利用（リユース・リサイクル）	③ 適正処理の維持・向上	① 生物多様性の理解と配慮行動	② みどりと生きものの保全・創出	③ みどりと生きものの活用	① 大気・水・土壌環境等の監視と保全	② 身近な住環境問題への対応	③ まちの環境美化の向上	④ 環境にやさしい交通手段への転換	① 環境教育・学習の充実	② 多様な主体との連携・協働	③ 普及啓発による環境意識の向上
 貧困をなくそう																
 飢餓をゼロに				○			○	○	○							
 すべての人に健康と福祉を			○							○	○	○	○			
 質の高い教育をみんなに							○							○		
 ジェンダー平等を実現しよう																
 安全な水とトイレを世界中に								○		○						
 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	○	○														
 働きがいも経済成長も																
 産業と技術革新の基盤を作ろう																
 人や国の不平等をなくそう																
 住み続けられるまちづくりを	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				
 つくる責任 つかう責任	○	○		○	○			○	○	○			○			
 気候変動に具体的な対策を	○	○	○	○	○			○					○	○		
 海の豊かさを守ろう				○												
 陸の豊かさも守ろう							○	○	○							
 平和と公正をすべての人に																
 パートナリシップで目標を達成しよう															○	



## 第7章 市が実施する事業者としての取組【エコダイラ・オフィス計画】

市は、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進を図るため、平成14(2002)年度にエコダイラ・オフィス計画、平成21(2009)年度に第二次エコダイラ・オフィス計画(以下、「前計画」という。)を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。近年、環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化し、CSR(企業市民としての責務)として脱炭素に取り組む等、環境配慮経営によって企業責任を果たす事業者が増加しています。国の「地球温暖化対策計画」の策定を受け、民生業務部門に属する自治体の事務・事業についても、一層の温室効果ガス排出量削減への取組や新たな対応が求められています。

本章は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づいて策定が義務とされている、地方公共団体が実施する事務・事業によって排出される温室効果ガスの削減等に関する計画「地方公共団体実行計画(事務事業編)」に相当する「**エコダイラ・オフィス計画**」として位置付けます。

### 1. 現状

前計画では、市の事務・事業から発生する二酸化炭素排出量について、平成17(2005)年度を基準として、平成24(2012)年度までに6%削減、令和2(2020)年度までに25%削減する目標を掲げました。38か所の公共施設へ太陽光発電システムを導入することで、自然エネルギーによる電力確保とエネルギーの地産地消の推進に努めてきたほか、東日本大震災以降、小平市節電対策基本方針に基づき、ソフト対策(照明の間引きや一斉消灯等)や職員の節電努力により中間目標は達成しました。しかし、行政需要の拡大や気候変動による夏の暑さの厳しさが増したことで最終目標の達成は厳しいものとなりました。

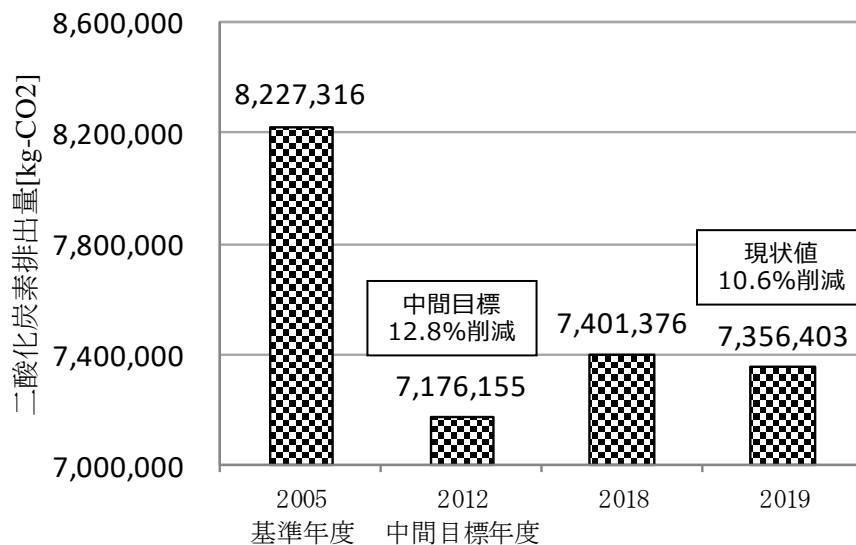


図 7-1 前計画の実績

表 7-1 前計画における各取組と数値目標の状況

項目	目標	基準年度(2005)	現状値(2019) および増減率	目標 達成状況
電気 使用量	使用量を抑制する	15,030,388 kWh	13,251,051 kWh (△11.8%)	○
都市ガス 使用量		637,820 m <sup>3</sup>	783,903 m <sup>3</sup> (22.9%)	×
プロパンガス 使用量		69,711 m <sup>3</sup>	15,055 m <sup>3</sup> (△78.4%)	○
水道 使用量	平成 24 年度までに 361,000m <sup>3</sup> 令和 2 年度まで維持する	384,985 m <sup>3</sup>	335,347 m <sup>3</sup> (△12.9%)	○
ガソリン 使用量	平成 24 年度までに 30%削減 令和 2 年度までに 50%削減	76,256 L	26,647 L (△65.1%)	○
軽油 使用量		4,215 L	2,842 L (△32.6%)	×
廃棄物の 排出量	平成 24 年度までに 1%削減 令和 2 年度まで維持	486,626 kg	524,727 kg (7.8%)	×
資源化率	平成 24 年度までに 35% 令和 2 年度まで維持	29.7%	37.5 % (7.8 ポイント増)	○
用紙 購入量	平成 24 年度までに 1,400 万枚 令和 2 年度まで維持	12,174,835 枚	14,048,803 枚 (15.4%)	×

## 2. 課題

引き続き、職員一人ひとりが省エネ行動に努めますが、夏の暑さは年々厳しさが増し、健康面や業務効率の視点から柔軟に対応していかなければなりません。職員の節電努力によるエネルギー使用量の削減だけでは削減目標の達成が厳しいことから、並行して高効率で消費電力の低い機器の導入・改修や購入する電気の排出係数の低減化を進める必要があります。

## 3. 対象期間

国の地球温暖化対策計画、市の第三次環境基本計画の目標に準拠し、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とし、基準年度を平成 25(2013)年度、中間目標年度を令和 7(2025)年度、最終目標年度を令和 12(2030)年度とします。なお、環境や社会情勢の変化、計画の実施・進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

#### 4. 対象範囲

市が行うすべての事務・事業とし、公用車や外部施設も含まれます。なお、これらの対象施設は、施設の統廃合や組織改正等を踏まえ、計画の進行管理の中で必要に応じて見直します。

算定の対象となる温室効果ガスは7種類ありますが、市が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が99.9%以上を占めるため、温室効果ガス＝二酸化炭素とします。

#### 5. 成果指標

##### 指標 1

市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量について、基準年度比で中間目標年度までに25%削減、最終目標年度までに40%削減します。

##### 指標 2

全職員が環境への影響を自覚し、「指標 1」を担う環境配慮行動に取り組みます。

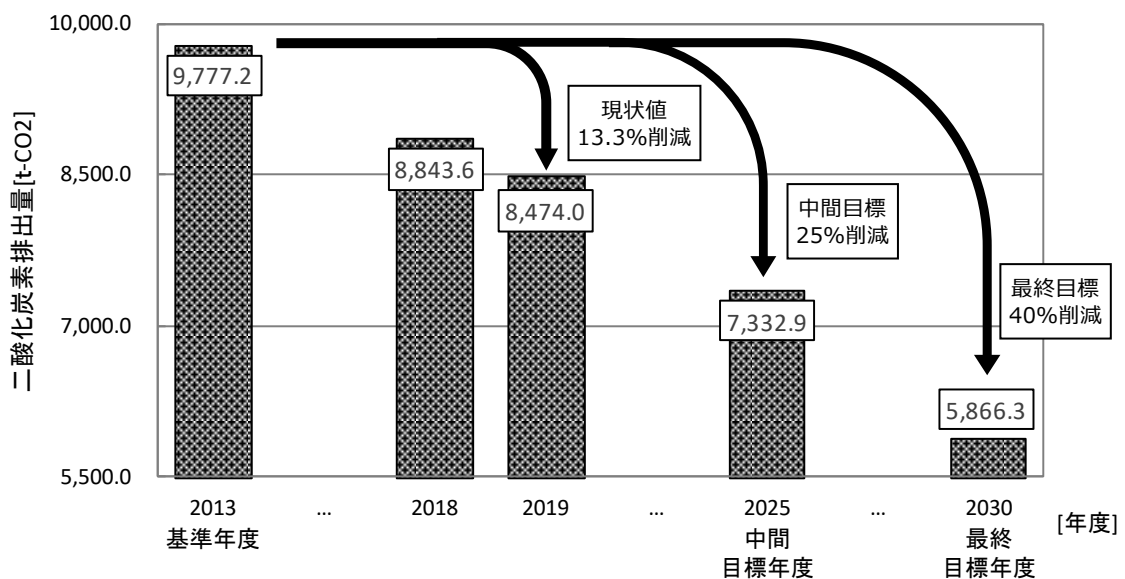


図 7-2 二酸化炭素排出量の推移と目標値

排出係数を前計画から変更したことから、前計画の二酸化炭素排出量から変更が生じています。

毎年度各公共施設や庁用車から排出される二酸化炭素を算出し、以下の通り排出状況を公表します。また、二酸化炭素排出量に関連する環境配慮行動の成果も公表します。

計画期間中に施設が統廃合、新設された場合は、施設名称は残したまま排出量を合算する等、その都度対応し、全施設が一丸となって目標値の達成を目指します。

表 7-2 施設ごとの二酸化炭素排出量と目標値(t-CO<sub>2</sub>)

施設名称等		基準年度(2013)	現状値(2019)	中間目標(2025)	最終目標(2030)
庁舎		763.6	587.2	Δ25%	Δ40%
地域センター		461.6	317.9		
小平元気村おがわ東		117.1	93.3		
市民文化会館		1,089.8	926.6		
保育園		381.7	326.4		
健康福祉事務センター		60.5	49.4		
福社会館		300.8	270.9		
健康センター		134.1	89.2		
リサイクルセンター※1		46.2	131.6		
ふれあい下水道館		79.5	60.0		
小学校		2,433.6	2,312.9		
中学校		1,002.0	832.0		
学校給食センター		432.0	442.8		
市民総合体育館		593.8	546.9		
公民館		306.4	255.8		
図書館		671.3	556.7		
その他施設※2		818.0	605.1		
庁用車	ガソリン	74.7	61.8		
	軽油	10.6	7.3		
合計		9,777.2	8,474.0		

※1 リサイクルセンター…平成30(2018)年度で旧施設が廃止され、令和元年度から新施設が稼働。

※2 その他施設…消防団分団、小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、市民プール、テニスコート、グラウンド、子どもキャンプ場、学童クラブ、ほのぼの館、さわやか館、たいよう福祉センター、あおぞら福祉センター、公園、建設事業所、公衆トイレ、自転車駐車場等。

## 6. 取組

二酸化炭素排出量削減に向けた環境配慮行動を7項目に分類し、具体的取組を位置付けます。なお、環境問題を取り巻く社会情勢の変化に伴い、7項目に属さない新たな有効な取組が生じた際は、柔軟に対応します。

### ■項目1 省エネルギーの推進

電気・燃料等のエネルギー使用量の抑制は、二酸化炭素排出量の削減に直結します。水道使用量は、市の二酸化炭素排出量の算出に影響はありませんが、有効利用を図ることは供給時や浄水処理、排水処理等における下水処理施設等のエネルギー使用量の削減に寄与します。

施設設備の運用改善やLED照明の導入等、これまでの取組の継続により引き続き省エネルギーの推進を図り、エネルギー、水道使用量を抑制することを目指します。

**【具体的な取組】 【関連項目】**

- ・クールビズ・ウォームビズを推奨します。
- ・室温を設定(冷房 28℃、暖房 19℃)し、空調設備の適切な運転管理に努めますが、不快指数や施設利用者への影響等を考慮し、状況に応じてより柔軟に対応します。
- ・空調稼働する時期は、使用前に空調室外機のフィンコイル、フィルターの清掃を行います。
- ・ボイラー設備や給湯設備については、運転時間の調整や温度管理など、適切に運転管理を行います。
- ・照明は、終日必要最低限の点灯に努めるとともに、LED 照明などの高効率照明機器に更新します。
- ・PC やプリンター等の OA 機器は省エネモードを活用し、使用しない時は電源を切るなど unnecessary 電力使用を解消します。
- ・エレベーターの稼働台数を削減し、3up、4down までのフロア間移動の際は原則階段を利用します。
- ・節水を励行し、水道の使用量の削減に努めます。
- ・毎月エネルギー、水道使用量等の把握および管理を行い、異常な使用の早期発見や改善に努めます。
- ・AI や ICT、IoT などを活用した職場環境の整備や働き方の多様化の推進により、環境負荷の低減に努めます。
- ・環境省の L2-Tech 水準を達成した機器等、エネルギー効率の高い機器の導入・改修に努めます。

**重点取組 1 LED 照明導入率 80%**

平成 30(2018)年度に実施した「小平市カーボン・マネジメント強化事業」により、公共施設の照明器具の LED 化は二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことがわかりました。公共施設の令和元(2019)年度末 LED 進捗率は 10.7%であり、既存照明を全て LED 化すると 2,714 t-CO<sub>2</sub> の削減効果(基準年度から-27.8%分)があると試算され、指標 1 の達成に大きく貢献します。

国際条約の水俣条約によって、令和 2(2020)年 12 月 31 日以降は一定以上の水銀含有量を有する特定水銀使用製品の製造、輸出入が禁止になることを踏まえ、各メーカーは蛍光灯器具の生産を順次終了しており、交換時は、価格高騰等のリスクが生じるため、早めの LED 照明への入れ替えが必要です。

■項目 2 エネルギーの有効活用

太陽光発電はエネルギー消費量の削減に、環境に配慮した電力調達には排出係数の低い電気の利用につながり、二酸化炭素排出量の削減が図られます。エネルギー消費量を抑制するだけでなく、小平市の平らな地形を生かした環境に負荷を与えないエネルギーを利用することで、必要なエネルギー量の補完を目指します。

市が自ら創出した再生可能エネルギーについては、無駄なく効果的に活用するため、省エネ・創エネの視点に新たに蓄エネの視点を加え、エネルギーの最大限の活用を図ります。

**【具体的な取組】 【関連項目】**

- ・より一層、太陽光などの再生可能エネルギーの利用・導入を推進します。
- ・環境に配慮した電力の調達に努めます。
- ・各施設のエネルギー使用量の前年比等の公表により「見える化」を図り、エネルギーの効果的な使用に努めます。【項目 1】
- ・公共施設の休館日における太陽光発電の余剰電力分の活用方法を検討します。
- ・雨水を貯留し、活用します。【項目 1】
- ・非常時の再生可能エネルギーの活用方法の啓発を図ります。【項目 7】

**重点取組 2 エネルギー使用量の「見える化」**

エネルギー集計・管理システムを導入したことで各施設の使用量の把握が容易になったため、四半期ごとに使用量の前年比等を公表し、「見える化」を図ります。

異常値の発生有無や各施設で取り組む省エネ対策の結果を短いスパンで認識することで、各施設のエネルギー使用量削減に向けた推進スピードを加速させます。

特に電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、市が排出する二酸化炭素排出量の約8割を占めるため、電気に関する省エネ情報や電力排出係数による変動等を啓発します。

**■項目 3 環境に配慮した公共施設の整備**

これまで環境配慮型建材及び再生材料を積極的に使用し、建築廃棄物を適正に処理してきました。

今後公共施設の老朽化による更新等が順次行われることを踏まえ、環境配慮型工事の実施やエコマテリアルの使用促進等、公共施設の計画、運用、廃棄までに至るライフサイクルを通じて長寿命、適正使用・適正処理、省エネルギー・省資源、周辺環境保全に配慮し、環境負荷低減に取り組みます。また、国や東京都等が定めた方針、基準に則して公共施設の整備を行います。

**【具体的な取組】 【関連項目】**

- ・断熱性の向上及びエネルギー効率の高い空調設備の導入のほか、内装の木質化などによるエネルギー使用量の削減に努めます。【項目 1・項目 2】
- ・雨水利用設備や植栽を施すなど、雨水の有効利用による水循環の再生と緑の創出に努めます。【項目 1・項目 2】
- ・フロンや代替フロン、アスベスト等の適正回収・処理に努めた修繕・解体を行います。
- ・屋上・ベランダ・壁面に緑を配置するなど緑化を推進します。【項目 1】

**■項目 4 環境に配慮した自動車の利用**

令和元(2019)年度実施状況では、前計画の基準年度である平成 17(2005)年度比で、ガソリンの使用に伴う二酸化炭素排出量を 65.1%削減し、目標を達成しました。軽油においては、目標に届かないものの 32.6%削減しました。これは、庁用車の低公害車への買い替えが進んだことやノーカーデーの実施の成果と言えます。

今後は、庁用車の買い替え時は ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の選定を推奨します。また、引き続きノーカーデーの実施やエコドライブの周知を通して燃料使用量の抑制を図ります。

**【具体的な取組】 【関連項目】**

- ・庁用車の新たな購入、リース等については、ZEVの導入を進め、排気量や積載量を必要最小限とするとともに、非常時の活用方法を検討します。【項目 2】
- ・庁用車の使用については、エコドライブの推進、ノーカーデーの徹底に努めます。【項目 1】
- ・自転車や公共交通機関を優先的に利用し、庁用車の利用を抑制します。【項目 1】
- ・過度なエアコンの使用を控えます。【項目 1】
- ・走行量、燃料使用量の把握・管理を行います。

■ 項目 5 廃棄物の減量

廃棄物の減量は、廃棄物の発生・処理に伴い生ずる二酸化炭素の削減につながります。

令和元(2019)年度実施状況では、前計画の基準年度である平成 17(2005)年度比で廃棄物の排出量が 7.8%増加と、目標の達成には至りませんでした。資源化率は 37.5%と目標を達成しました。用紙購入量については、目標である 1,400 万枚以下をわずかに達成できませんでした。

「小平市一般廃棄物処理基本計画(改訂)」に基づき、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努めるとともに、過去 10 年間の実績を鑑み、廃棄物排出量 55 万 kg 以下、資源化率 35%以上、用紙購入量 1,400 万枚以下とし、それぞれ最終年度まで維持するものとします。

**【具体的な取組】 【関連項目】**

- ・再生利用や長期利用が可能な製品を購入・使用し、使い捨て製品の購入・使用を抑制します。
- ・使用可能な備品類等は、リユースシステムを活用し、他課での有効使用を図ります。
- ・資源とごみの分別を徹底し、特に紙類の資源化を推進します。
- ・マイ箸、マイバッグ、ふるしきを活用します。
- ・電子決裁や電子資料での会議、印刷前の原稿チェック、両面印刷、2 in 1 印刷、裏面再利用の徹底等により紙使用量の削減に努めます。【項目 1】
- ・外部から持ち込んだ食品等のごみは持ち帰ります。
- ・会議の目的によって資料の閲覧方法を見直します。

**重点取組 3 ペーパーレス化の推進(紙使用量の削減)**

限りある資源を有効に活用するとともに、用紙・印刷コストの削減及び勤務時間の有効活用や生産性向上のため、ペーパーレス化を図ります。

会議の目的によって資料の閲覧方法を見直すことで、紙の使用量だけでなく、会

議の開催に伴う業務効率等を改善できます。

また、近年、古紙需給環境の変化に伴い、印刷用紙を中心に価格の高騰が起り、入手困難な状況です。印刷を必要とする場合でも、重複資料作成の抑制、適正部数の印刷を遵守します。

## ■項目6 グリーン調達の推進(環境に配慮した製品の利用促進)

物品やサービスを購入する際、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン調達と呼びます。限りある資源を有効活用することは、森林資源の保全、製造時のエネルギー削減等、地球の環境保全に重要です。令和元(2019)年度実施状況では、グリーン調達に取り組む職員が78%と年々その割合が高まっており、引き続き、グリーン調達指針に従い、環境に配慮した物品の調達を行います。

また、地球に配慮した製品やサービス、行動など、快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」を促す「COOL CHOICE」に協力します。

### 【具体的な取組】 【関連項目】

- ・物品の購入前に代替手段があるかどうか検討し、環境負荷の少ない製品を必要数選択します。【項目5】
- ・従来通り購入する製品については、価格や品質に加え、環境負荷低減の視点を加え再検討します。
- ・国内の需給環境を踏まえ、可能な限り特定調達物品の調達に努めます。

## ■項目7 環境に配慮する意識の高い職員の養成

環境配慮に向けた取組のルールを定めても、その取組が実践されなければ意味がありません。実際に行動を起こすのは職員であることから、環境に配慮する意識の高い職員の養成は重要な取組です。

令和元(2019)年度実施状況では、環境に配慮した行動を積極的に行っている職員は63%ですが、その割合は年々高まっています。引き続き、職員向けの研修や情報提供をとおして環境配慮に接する機会を創出していきます。

### 【具体的な取組】 【関連項目】

- ・職員に対して、研修の実施やニュース等の発行により、二酸化炭素排出量削減に向けた有効な知識等に係る教育・啓発を図ります。
- ・施設管理者に対して、二酸化炭素排出量削減に向けた運用方法の啓発を図ります。
- ・二酸化炭素排出量を大幅に削減した施設や施設所管課を積極的に評価します。

## 7. 推進体制及び進行管理

取組の進行管理については、環境基本計画の一部として第6章2. 進行管理のとおり行います。



# 資料編

資料 1 用語説明

資料 2 エコダイラ・オフィス計画関連

## 資料 1 用語説明

## あ 行

[Re100]

企業が行う事業を、化石燃料から全て再生可能エネルギーに切り替えることを目指す取組のこと。Re は Renewable Energy (再生可能エネルギー) の略。

[Ep100]

企業がエネルギー効率の高い技術や取り組みを導入し、省エネ効率を 50% 改善など事業のエネルギー効率を倍増させる取組のこと。Ep は Energy Productivity (エネルギー効率) の略。

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## か 行

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[キャップ&amp;トレード制度]

大規模事業所(前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kL 以上の事業所)に CO<sub>2</sub> 排出量の削減義務を課すもの。

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## さ 行

[サステナビリティ]

持続可能性を意味する英語で、広く環境・社会・経済の 3 つの観点からこの世の中を持続可能にしていくという考え方のこと。

[3010 運動]

食品ロス(食べられるのに捨てられる食品)の削減運動のことで、飲食店等での会食や宴会時に、はじめの 30 分と終わりの 10 分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす取組。

[CSV (シーエスバイ) ]

企業のビジネスとして、環境保全などの社会的な課題を解決する取組。企業が社会貢献を行うボランティア的な活動を意味する CSR とは異なり、CSV は企業にとって経済的な利益をもたらす。

## た 行

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[地域循環共生圏]

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## な 行

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

**は 行**

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

**ま 行**

[みどり]  
小平市第三次みどりの基本計画において、  
雑木林、屋敷林、農地、用水路、住宅地や公  
的空間の植栽地などの緑地空間に加えて、そ  
こから醸成された歴史や文化、市民活動など  
を含む、多くの価値観を持つ概念

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

**や 行**

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

**ら 行**

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

**わ 行**

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[●●]  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

## 資料 2 エコダイラ・オフィス計画関連

## ■二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0」で示されている排出係数を基に算出します。燃料やエネルギーの使用量にそれぞれ固有の排出係数を乗じることによって求められます。

表 1 二酸化炭素の排出係数

燃料の種類	単位	排出係数	排出係数単位
電気	kWh	電気事業者の実排出係数	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
都市ガス	m <sup>3</sup>	2.16	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
LPG※	m <sup>3</sup>	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
灯油	L	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
A重油	L	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
ガソリン	L	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	L	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L

※LPGのkgへの換算方法 kg = m<sup>3</sup> ÷ 0.502

表 2 年度別電気事業者の排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

対象年度	平成 25 年度 (基準年度)	令和元年度
東京電力	0.525	0.468
エネット	0.429	—
イーレックス	0.603	—
F-Power	—	—
サミットエナジー	—	0.448
日本ロジテック	0.486	—

表 3 基準年度における施設・車両からの二酸化炭素排出量とエネルギー使用量

施設名称等	二酸化炭素 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	エネルギー使用量							
		電気 [kWh]	都市ガス [m <sup>3</sup> ]	LPG [m <sup>3</sup> ]	灯油 [L]	A重油 [L]	軽油 [L]	ガソリン [L]	
庁舎	763.6	1,110,028	51,643						
地域センター	461.4	749,633	14,017	106					
小平元気村おがわ東	117.1	143,952	14,662						
市民文化会館	1,089.8	2,045,341	7,421						
保育園	381.7	503,800	34,313	11,658					
健康福祉事務センター	60.5	70,908	8,544				13		
福祉会館	300.8	334,466				38,200	18		
健康センター	134.1	254,385	252				20		
リサイクルセンター	46.2	81,196		36	1,350				
ふれあい下水道館	79.5	151,365							
小学校	2,433.6	2,824,879	323,763	9,120	90			265	
中学校	1,002.0	1,340,303	95,419	73					
学校給食センター	432.0	211,651	14,824		116,000				
市民総合体育館	593.8	793,104	81,784		317				
公民館	306.4	429,266	10,631	784		14,031			
図書館	671.3	1,056,040	11,068	745	7,770				
その他施設	818.0	1,305,958	24,377	2,638	132				
庁用車	ガソリン	74.7						32,195	
	軽油	10.6					4,104		
総計	エネルギー使用量 合計	—	13,406,275	692,718	25,160	125,659	52,231	4,156	32,460
	二酸化炭素排出量 合計[t-CO <sub>2</sub> ]	9,777.2	7,590.0	1,496.3	150.4	312.9	141.5	10.7	75.4
	構成比[%]	100.0	77.6	15.3	1.5	3.2	1.4	0.1	0.8

## ■ごみ・資源排出量

	単位	平成 25 年度 (基準年度)	平成 30 年度	令和元年度 (現状値)
不燃性資源	kg	23,068	283,175	14,574
段ボール・新聞		45,513	41,219	42,671
雑誌・雑がみ・本		97,672	118,727	139,417
燃えないごみ		55,503	38,236	35,355
燃えるごみ		345,454	22,943	292,709
合計		567,210	504,300	524,727
資源化率	%	29.3%	35.7%	37.5%

## ■グリーン調達指針(環境に配慮した物品調達指針)

グリーン購入法は、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図ることを目的として、国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要への転換を促進するために必要な事項を定めたものである。グリーン購入法に基づき、国等は環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が定められ、地方公共団体においても環境物品等の調達の推進に努めることとされた。

市においても、法の趣旨を踏まえ、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図る一助とするため、グリーン調達指針を定め、全庁的に環境に配慮した物品の調達を推進する。

## (1) 目的

この指針は、市が積極的に環境に配慮した物品の調達及び印刷物の発注を積極的に行うことで、可能な限り環境負荷低減を図ることを目的とする。

また、市が、率先して環境に配慮した物品の調達を進めることにより、市民・事業者へ、環境配慮型製品の購入・生産を喚起し、循環共生社会の構築を促進する。

## (2) 定義

この指針において、「環境に配慮した物品」とは、その製品の資源採取から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷ができるだけ小さいものをいう。

## (3) 物品調達時の配慮事項

グリーン購入基本原則に基づく下記の事項に配慮し、物品の調達を行う。

## ① 必要性の考慮

調達する前に必要性を十分に考える

## ② 製品・サービスのライフサイクルの考慮

資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

ア 「有害化学物質等の削減」環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排

出が削減されていること。

- イ 「省資源・省エネルギー」 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ウ 「天然資源の持続可能な利用」 天然資源の持続可能な利用を図っていること。
- エ 「長期使用性」 長時間の使用が可能であること。
- オ 「再使用可能性」 再使用が可能であること。
- カ 「リサイクル可能性」 リサイクルが可能であること。
- キ 「再生材料等の利用」 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ク 「処理・処分の容易性」 廃棄時に適正な処理・処分の容易なこと。
- ケ 「社会面の配慮」 社会面に配慮していること③事業者の取組の考慮

#### ③事業者の取組の考慮

環境負荷の低減と社会的責任の遂行に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する。

- ア 「環境マネジメントシステムの導入」 組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること
- イ 「環境への取り組み内容」 省資源、省エネルギー、化学物質の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減などに取り組んでいること
- ウ 「情報の公開」 環境情報や社会的取り組みを積極的に公開していること

#### ④情報の入手・活用

製品・サービスや事業者に関する環境面や社会面の情報を積極的に入手・活用して購入する

#### (4) 環境に配慮した物品の選択

グリーン購入ネットワークで制定しているグリーン購入ガイドラインや「エコ商品ねっと」により、購入時の環境面で考慮すべき重要な観点を収集し、可能な限り、エコマークやカーボンオフセット、カーボンフットプリントの認証を受けた物品を選択する。掲載がない物品等については、上記(3)の配慮事項に基づき選択する。

#### (5) 印刷・情報用紙

印刷用紙及び情報用紙の購入にあたっては、グリーン購入ガイドラインや「エコ商品ねっと」により、商品の選定を行う。

#### (6) 物品の使用

適切な使用、管理に努め、使用に伴う環境負荷をできるだけ少なくするよう配慮する。

#### (7) 物品の廃棄

リユースの検討や、リサイクル及び処分しやすいよう分別し、適切な廃棄に努める。